

# リース事業協会 50 年史 V

## － 2010 年代 変化への対応 －

公益社団法人リース事業協会

### はじめに

本誌 6 月号から 10 月号にわたり、リース事業協会（以下「当協会」といいます。）が設立されてから今日に至るまでの歴史を 10 年ごとに説明していますが、10 月号では 2010 年代<sup>1</sup>について説明します（図表 1 参照）。

図表 1 リース事業協会 50 年史（月刊リース掲載予定）

掲載号	掲載内容
2021 年 5 月号	リース事業協会 50 年史概要
2021 年 6 月号	リース事業協会 50 年史 I - 1970 年代 リースの基盤整備 -
2021 年 7 月号	リース事業協会 50 年史 II - 1980 年代 リースの急成長 -
2021 年 8 月号	リース事業協会 50 年史 III - 1990 年代 規制緩和の進展 -
2021 年 9 月号	リース事業協会 50 年史 IV - 2000 年代 リース会計・税制変更 -
2021 年 10 月号 (本号)	リース事業協会 50 年史 V - 2010 年代 変化への対応 - 1. 時代背景 2. リース取引の状況 3. 公益社団法人移行と協会活動 4. 2010 年代の調査研究及び提言活動

### 【凡例】

- ①組織名や会社名は当時の名称で表記します。
- ②個人の敬称は「氏」または当時の役職で表記します。
- ③株式会社等の表記は省略します。
- ④リース関連用語は、できる限り一般的な用語で表記します。なお、用語の意味は以下のとおりです。
  - ユーザー：リース物件の使用者です。
  - リース：ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを包含します。
  - ファイナンス・リース：全額回収及び中途解約禁止の要件を満たすリースです。FL と略して表記する場合があります。
  - オペレーティング・リース：ファイナンス・リース以外のリースです。OL と略して表記する場合があります。
- ⑤年月日は西暦で表記します。
- ⑥当協会の刊行物や統計調査資料を引用する場合は、出典の記述を省略します。
- ⑦資料等の原文を掲載する場合は、原文のままで掲載します。

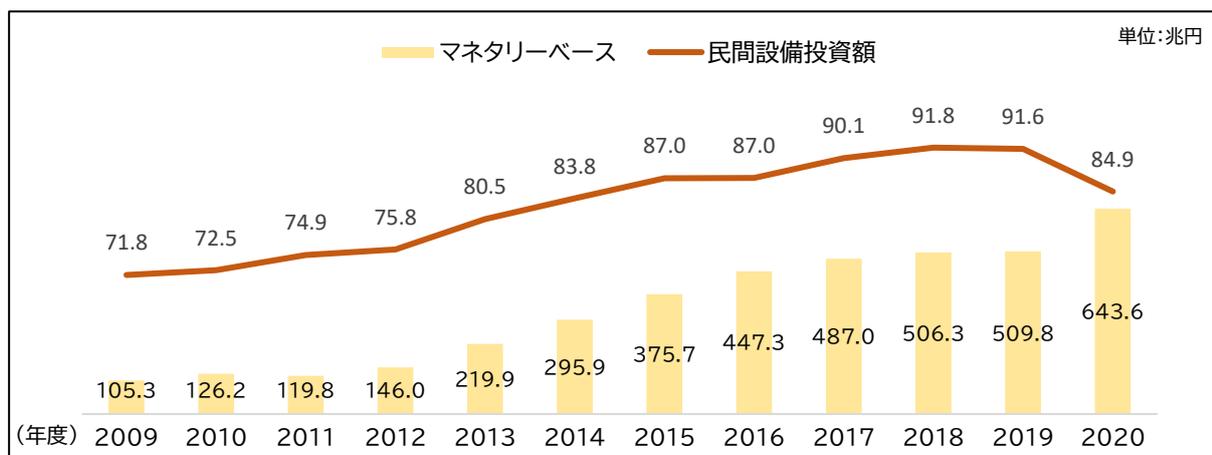
<sup>1</sup> 内容に応じて 2021 年 9 月 30 日まで記述します。

## 1. 時代背景

2010年代のわが国を総括すると、2008年のリーマンショックの影響が続く中、2013年以降、政府の成長戦略として「アベノミクス「3本の矢」<sup>2</sup>が講じられたことにより、資金供給量が増加、民間設備投資が回復し、2018年10月まで景気拡張期が続きました（図表2参照）。

一方、2011年3月11日に発生した東日本大震災では多くの尊い人命と財産が失われ、2020年の年初以降、新型コロナウイルス感染症が全世界で拡大し、社会・経済に大きな影響を及ぼしています。

図表2 経済指標の推移（2009年度～2020年度）



注) 民間設備投資額は内閣府 GDP 統計（名目ベース）、マネタリーベース（日本銀行券発行高+貨幣流通量+日本銀行当座預金）は日本銀行調査（各年度3月末日現在）。

## 2. リース取引の状況

### (1) リース取扱高

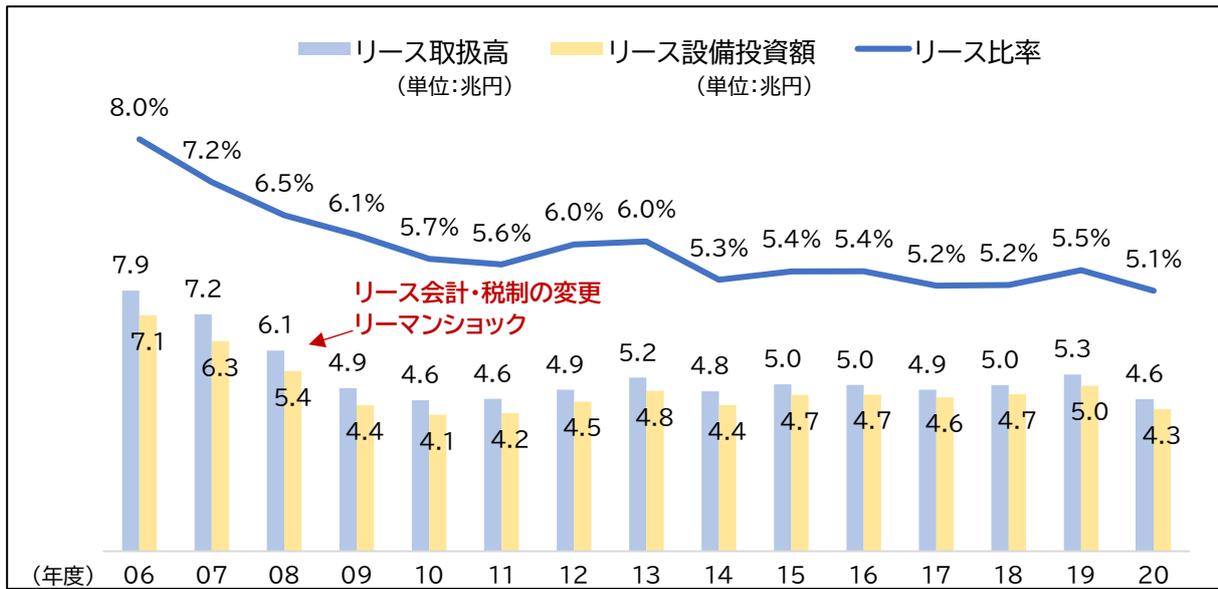
2010年代のリース取扱高（国内・単体ベース）<sup>3</sup>は、2007年度まで7兆円台で推移していましたが、2008年度と2009年度に大きな落ち込みを示し、その後、5兆円前後で推移しています（図表3参照）。

2008年度と2009年度の大きな落ち込みは、リース会計・税制の変更によるリース需要の減退、リーマンショックによる設備投資の減少が要因となりますが（本誌2021年9月号参照）、2013年度以降、民間設備投資額が回復している中で、リースの需要が回復しない要因は、①資金供給量が大きく増加したことを背景に、設備を自己資金で購入する企業が増加したこと、②低金利が続く中、外部から資金を調達して、設備を購入する企業が増加したことが考えられます（図表4参照）。

<sup>2</sup> 第1の矢：大胆な金融政策、第2の矢：機動的な財政政策、第3の矢：民間投資を喚起する成長戦略で構成されていました。

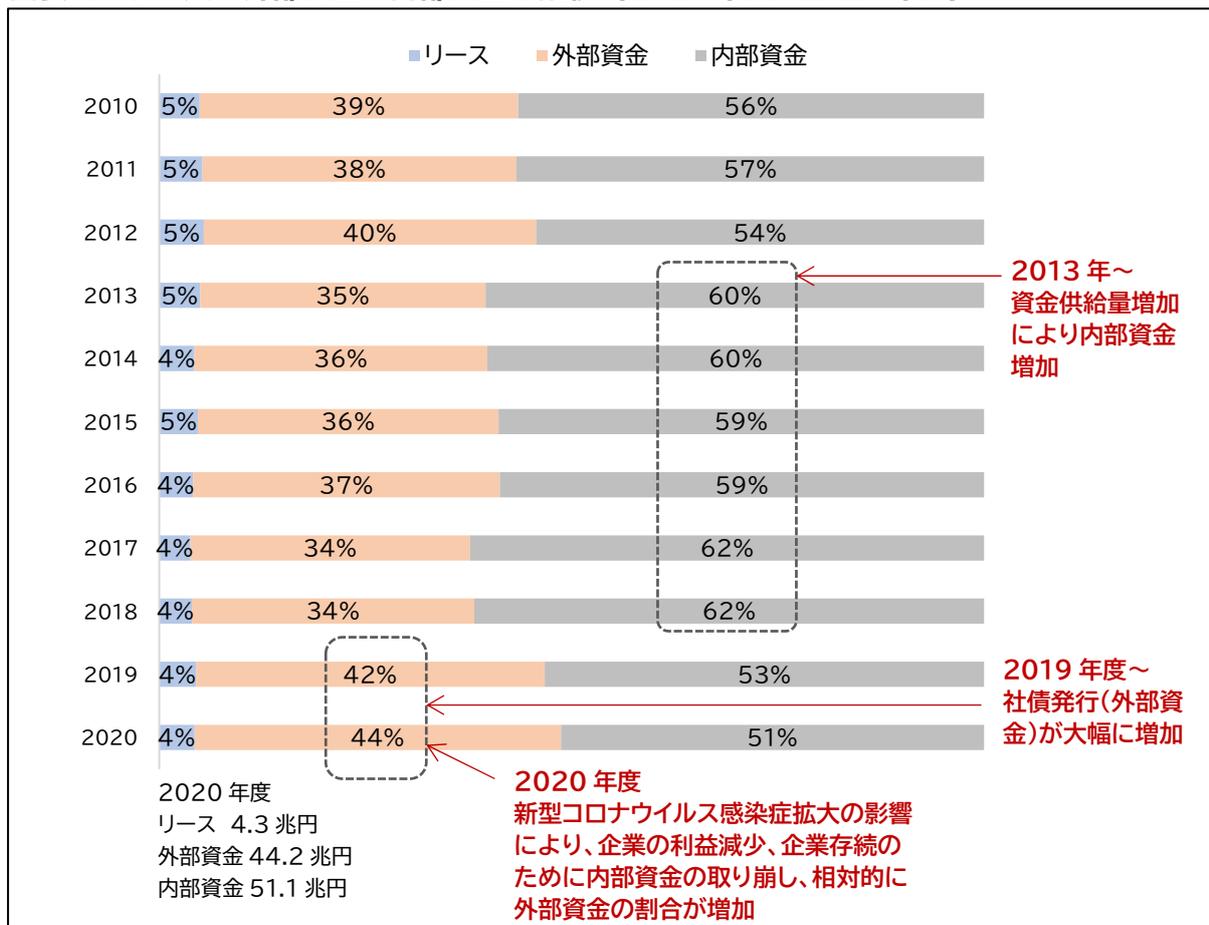
<sup>3</sup> 調査対象期間（年度）における新規リース契約のリース料総額（消費税は含みません。）を意味します。所有権移転外ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの計数であり、所有権移転ファイナンス・リースの計数は含まれていません。リース開始日ベースで計上しています。

図表3 リース取扱高・リース設備投資額・リース比率の推移（2006年度～2020年度）



注) リース比率は、リース設備投資額÷民間設備投資額（内閣府 GDP 統計（名目ベース））×100 で算出しています。

図表4 リース・外部資金・内部資金の推移（2010年度～2020年度）



注) リース設備投資額・外部資金・内部資金の比率を表します。外部資金は金融機関の新規設備資金貸出額（日本銀行調査：個人向けの住宅ローンを除く。）と社債の新規発行額（日本証券業協会調査）、内部資金は留保資金+減価償却費（財務省法人企業統計）を表します。

## (2) 連結リース統計

当協会は、リース産業の実態をよりの確に伝えるため、会員会社の国内・海外子会社の計数を含む連結リース統計を 2012 年度分から実施して公表しています。

この統計では、国内・海外別、取引の種類別（ファイナンス・リース<sup>4</sup>、オペレーティング・リース）にリース設備投資額ベース<sup>5</sup>で集計をしています。

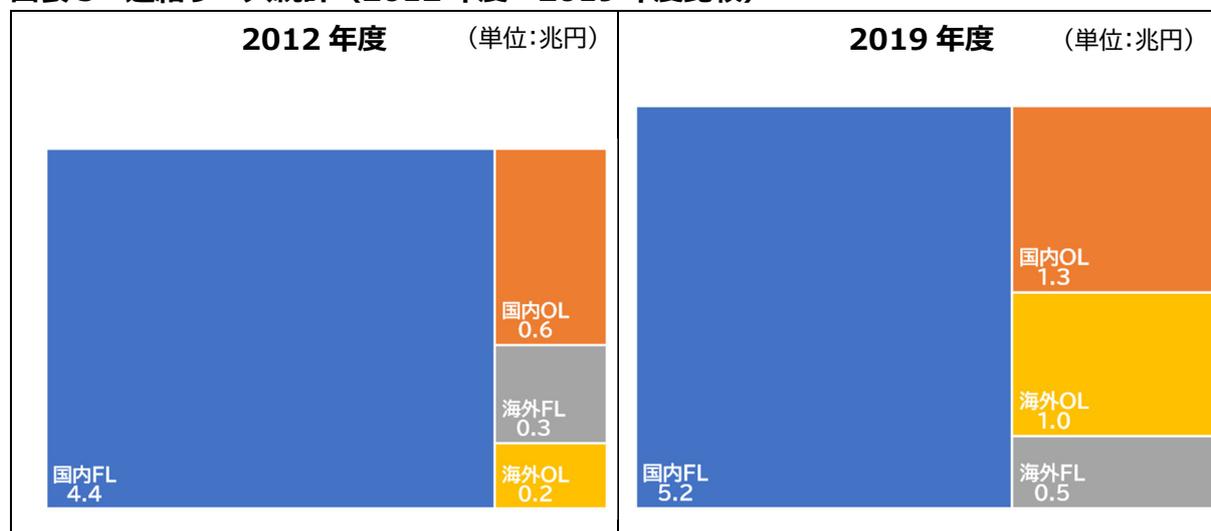
2020 年度のリース設備投資額は、国内 5.6 兆円（うちファイナンス・リース 4.5 兆円、オペレーティング・リース 1.1 兆円）、海外 1.2 兆円（うちファイナンス・リース 0.4 兆円、オペレーティング・リース 0.8 兆円）の合計 6.8 兆円となりました。

2020 年度はコロナ禍の影響により、2019 年度比でマイナスとなりましたが、コロナ禍の影響が及ばなかった 2019 年度は、国内外のリース設備投資額が 8 兆円を記録しています。

2012 年度と 2019 年度を比較すると、国内ファイナンス・リースは 1.2 倍の伸びを示したのに対し、国内オペレーティング・リースは 2.2 倍と大きな伸びを示しています。海外ファイナンス・リースは 1.7 倍の伸びを示したのに対し、海外オペレーティング・リースは 5 倍と大きな伸びを示し、国内・海外ともに、オペレーティング・リースが急拡大しています（図表 5 参照）。

この要因として、リース会社は、リース会計・税制変更等の経済環境の変化に対応するため、これまで培ってきた設備の中古価値を評価する能力を活かし、リース終了後の残存価値リスクを負うオペレーティング・リースを拡大したこと、また、海外における航空機のオペレーティング・リースに参入したこと等が挙げられます。

図表 5 連結リース統計（2012 年度・2019 年度比較）



<sup>4</sup> 所有権移転外ファイナンス・リースの計数であり、所有権移転ファイナンス・リースの計数は含まれていません。

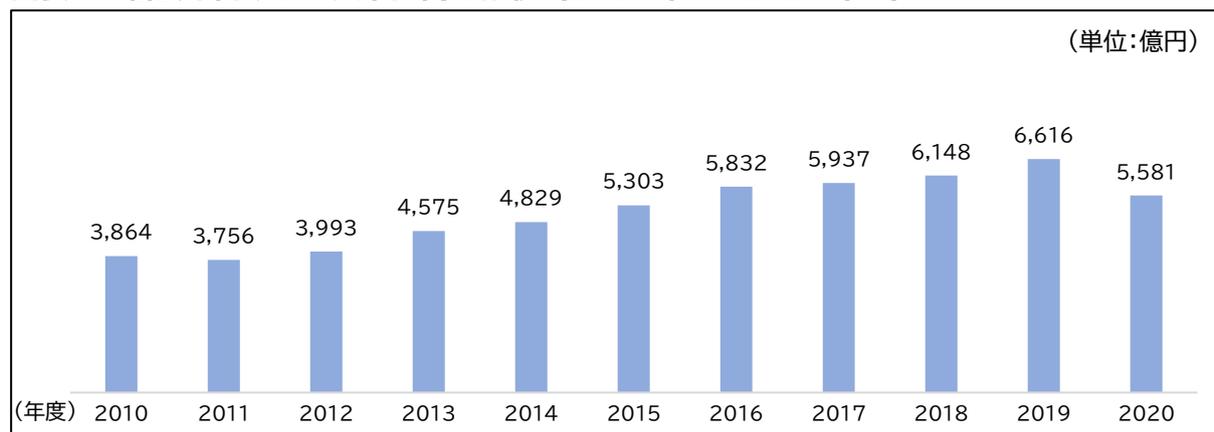
<sup>5</sup> 調査対象期間（年度）における新規リース契約に係るリース物件の購入金額（消費税は含みません。）を意味します。リース開始日ベースで計上しています。

### (3) 官公庁におけるリース利用等に関する実態調査

官公庁向けのリース取引は、2012 年度から 2019 年度まで連続して増加しました（図表 6 参照）。当協会は、2019 年、増加要因の背景等を調査研究するために、官公庁<sup>6</sup>及び会員会社を対象とした「官公庁におけるリース利用等に関する実態調査」を実施して、その成果を広く社会に公表しました。

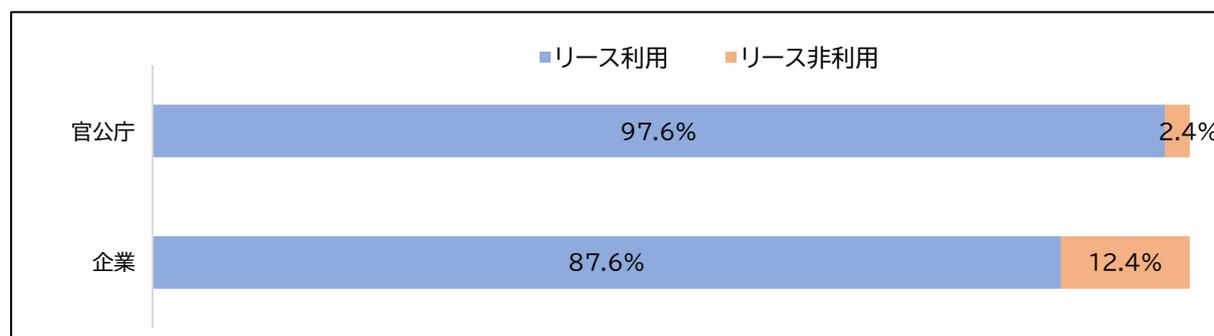
この調査の結果、官公庁のリース利用率は 97.6%と企業のリース利用率より高く（図表 7 参照）、情報通信機器を中心に、幅広い設備でリースが利用されていることが判明しました。調査研究成果は、官公庁に対する政策提言等に活用<sup>7</sup>されています。

図表 6 官公庁向けリース取扱高の推移（2010 年度～2020 年度）



注) 企業規模別リース統計の「官公庁・その他」の計数を用いています。

図表 7 官公庁と企業のリース利用率



注) 企業のリース利用率は「リース需要動向調査（2020 年）」を用いています。

<sup>6</sup> 国（中央、地方機関）、地方自治体（都道府県、区市町村）、独立行政法人、国立大学法人を調査対象としました。

<sup>7</sup> 2019 年度補正予算で創設された「GIGA スクール構想」（公立学校の児童・生徒 1 人につき 1 台の端末（パソコン、タブレット）を整備する補助金制度）において、リース適用が論点となりましたが、リース適用に関する政策提言に際して、本調査研究成果を活用しました。

### 3. 公益社団法人移行と協会活動

#### (1) 公益社団法人移行

公益法人制度は、旧民法が制定された 1896 年以来、抜本的な見直しが行われず、主務官庁の公益性の判断基準が不明確であること、営利法人に類似した法人が存在している等の課題が指摘されていました。政府は、この課題を解決するために、公益法人制度改革に取り組み、2008 年 12 月に公益法人制度改革の関連法が施行されました。

従来の公益法人制度は、法人の設立と公益性の判断が一体となっていました。新しい公益法人制度では、法人の設立と公益性の判断が分離され、公益性の判断は、法定の基準に従い、民間有識者の意見に基づき行政庁が認定する仕組みとされました。この制度改革は、既存の公益法人にも適用され、2013 年 11 月 30 日までに、新制度の公益社団法人または一般社団法人に移行することが求められました。

当協会は、この課題に対応するため、公益法人制度改革対応委員会を設置して所用の検討を行い、2010 年 9 月の理事会において、「当協会は公益法人としての活動実績を十分に有していることから公益社団法人に移行する方向で検討を進める。」ことを決定しました。

この決定を受けて、公益社団法人移行に向けた準備を進め、2012 年 4 月の理事会において、公益社団法人への移行が決定され、同年 9 月に臨時総会を開催し、正会員の総意により、公益社団法人に移行するための定款変更の特別決議が可決されました。これをもって、内閣府に対して移行申請を行い、2013 年 3 月 21 日付で内閣総理大臣の公益認定を受け、同年 4 月 1 日から「公益社団法人リース事業協会」に移行しました。

公益社団法人に移行したことにより、内閣府の監督の下で、関係法令に基づいた法人運営が求められますが、法人の管理体制がさらに強化され、事業内容の情報公開を行うことにより、透明性の高い法人運営が行われています。

また、当協会は、公益社団法人に移行する前から、リース及びリース事業に関する調査研究を中心とした事業を行い、その成果を広く公表していましたが、公益認定により、当協会の事業内容の公益性が客観的に評価されたものと理解できます。

#### (2) 協会活動

当協会は、公益目的事業（調査研究事業、広報及び相談事業、研修事業）と支援事業を行っています。公益社団法人移行に際して、1971 年の設立当時から公益社団法人移行前までに行っていた事業を公益目的事業と支援事業に区分しました。

当協会の公益目的事業は、「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 条第 4 号別表第 20 号）であり、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する。」（同法第 2 条第 4 号）ものとして、内閣府の公益認定を受けています（図表 8 参照）。

支援事業は「会員会社のリース事業等の健全な発展のために会員会社を支援する事業」であり、会員会社に対する共益的な事業が該当します（図表 8 参照）。

図表 8 当協会の事業

事業	内容（例）
<p><b>1) 調査研究事業</b> (公益目的事業)</p>	<p>リース及びリース事業に関する調査研究並びに提言、統計調査を実施して、その成果を広く社会に公表する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会計制度・税制度 すべてのリースをオンバランスする新会計基準への対応</li> <li>• 法制 リース契約書（参考）の改訂、犯罪収益移転防止法への対応</li> <li>• 統計調査 リース統計、リース需要動向調査</li> </ul>
<p><b>2) 広報事業及び 相談事業</b> (公益目的事業)</p>	<p>リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るために行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 月刊リース、リース産業の現況、各種パンフレットの発行・頒布</li> <li>• 低炭素社会実行計画の策定・検証</li> <li>• 社会貢献活動（リース終了パソコン寄贈、作業学習教材の提供）<sup>8</sup></li> <li>• 専用相談ダイヤル設置</li> </ul>
<p><b>3) 研修事業</b> (公益目的事業)</p>	<p>リースに関する法制、会計制度、税制、リース終了処理に関連した環境関連制度等の研修を通じて、社会及び経済界全体のリースの専門的知識・技能の向上及び社会全体にその普及を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基礎講座、専門講座</li> </ul>
<p><b>4) 支援事業</b></p>	<p>会員会社のリース事業等の健全な発展のため会員会社を支援する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会員専用ホームページ JLA-Net による情報提供</li> <li>• 環境セミナー</li> <li>• 広告等<sup>9</sup></li> </ul>

注) 2010 年代に実施した事業及び継続中の主な事業を記載しています。

<sup>8</sup> 活動状況は、本誌及び当協会ホームページ (<https://www.leasing.or.jp/shien.html>) で公開しています。

<sup>9</sup> 2019 年度以降、大学生にリースの魅力を伝え、リースを学んでいただくためにワークショップを開催しています。その実施状況は、本誌及び当協会ホームページ (<https://www.leasing.or.jp/workshop/index.html>) で公開しています。

## 4. 2010年代の調査研究及び提言活動

### (1) 会計

#### ①国際的な動向

IASB<sup>10</sup>及び FASB<sup>11</sup>において、すべてのリースを借手側がオンバランスする新しいリース会計基準の検討が行われ、2度にわたる公開草案を経て、2016年、新しいリース会計基準（IFRS<sup>12</sup>第16号「リース」（以下「IFRS16」といいます。）、米国会計基準 Topics842「リース」）が公表されました。新しいリース会計基準は、2019年1月1日から開始する事業年度（IFRS16）から適用されています（図表9参照）。

現在、IFRS及び米国会計基準を適用している企業において、借手側がすべてのリースをオンバランス<sup>13</sup>しており（図表10参照）、わが国のIFRS任意適用企業及び米国会計基準適用企業<sup>14</sup>においてもオンバランスされています（図表11参照）。

図表9 新しいリース会計基準の公表経緯

2006年	IASBとFASBは、リース会計基準を再検討する「リース・プロジェクト」を開始することを決定し、2007年から審議を開始。 *1996年、2000年に、すべてのリースをオンバランスするG4+1 <sup>15</sup> の研究報告公表
2009年	リース・プロジェクトの検討成果として、ディスカッション・ペーパー「リース：予備的見解」を公表、FLとOLを区分せずに、すべてのリースをオンバランスすることを提案。
2010年	IASBとFASBによる公開草案公表。
2013年	IASBとFASBによる再公開草案の公表。
2016年	IASBは2016年1月にIFRS16、FASBは同年2月にTopics842を公表。2019年1月1日開始事業年度から適用（IFRS16）。

<sup>10</sup> International Accounting Standards Board（国際会計基準審議会）の略称です。IASBは、「高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められた会計基準の単一のセットを開発すること」（国際財務報告基準に関する趣意書）を目的としています。IASBは2001年に設立されましたが、その前身は、1973年に設立されたIASC（国際会計基準委員会）です。IASCは国際会計基準（IAS）を開発していました。

<sup>11</sup> Financial Accounting Standards Board（米国財務会計基準審議会）の略称です。

<sup>12</sup> International Financial Reporting Standards（国際財務報告基準）の略称です。IASBが開発しています。

<sup>13</sup> 短期リース、原資産が少額であるリースは適用免除を選択できます。

<sup>14</sup> IFRSは2010年3月期から連結財務諸表に任意適用ができるようになり、2013年に任意適用の要件が緩和されています。米国会計基準は、わが国において、1977年に連結財務諸表が導入される以前から適用していた会社がありました。1977年の連結財務諸表導入時に、米国会計基準で連結財務諸表を作成することが認められました。

<sup>15</sup> イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドの会計基準設定主体とIASCで構成されています。

図表 10 バランスシートの変化 (IFRS 適用会社)

	ユーザー(借手)	リース会社(貸手)														
IAS17	<table border="1"> <tr> <td>資産 FL リース資産</td> <td>負債 FL リース債務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本</td> </tr> <tr> <td colspan="2">OL オフバランス</td> </tr> </table>	資産 FL リース資産	負債 FL リース債務		資本	OL オフバランス		<table border="1"> <tr> <td>資産 FL リース債権</td> <td>負債</td> </tr> <tr> <td>OL 固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本</td> </tr> </table>	資産 FL リース債権	負債	OL 固定資産			資本		
資産 FL リース資産	負債 FL リース債務															
	資本															
OL オフバランス																
資産 FL リース債権	負債															
OL 固定資産																
	資本															
IFRS16	<table border="1"> <tr> <td>資産 すべてのリース 使用权資産</td> <td>負債 すべてのリース リース債務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*FLとOLを区分しない</td> </tr> </table>	資産 すべてのリース 使用权資産	負債 すべてのリース リース債務		資本	*FLとOLを区分しない		<table border="1"> <tr> <td>資産 FL リース債権</td> <td>負債</td> </tr> <tr> <td>OL 固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*FLとOLを区分する</td> </tr> </table>	資産 FL リース債権	負債	OL 固定資産			資本	*FLとOLを区分する	
資産 すべてのリース 使用权資産	負債 すべてのリース リース債務															
	資本															
*FLとOLを区分しない																
資産 FL リース債権	負債															
OL 固定資産																
	資本															
*FLとOLを区分する																

図表 11 バランスシートの変化 (わが国の IFRS 任意適用会社 50 社)

日本基準 2019年3月31日	IFRS16適用 2019年4月1日														
<table border="1"> <tr> <td>資産 341.3 兆円</td> <td>負債 208.3 兆円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リース負債 (FL) 2.6 兆円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本 133.0 兆円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">OL オフバランス 解約不能 OL 未経過リース料 7.1 兆円 (注記: 割引前)</td> </tr> </table>	資産 341.3 兆円	負債 208.3 兆円		リース負債 (FL) 2.6 兆円		資本 133.0 兆円	OL オフバランス 解約不能 OL 未経過リース料 7.1 兆円 (注記: 割引前)		<table border="1"> <tr> <td>資産 354.4 兆円</td> <td>負債 221.7 兆円</td> </tr> <tr> <td>使用权資産 13.1 兆円</td> <td>リース負債 13.4 兆円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本 132.7 兆円</td> </tr> </table>	資産 354.4 兆円	負債 221.7 兆円	使用权資産 13.1 兆円	リース負債 13.4 兆円		資本 132.7 兆円
資産 341.3 兆円	負債 208.3 兆円														
	リース負債 (FL) 2.6 兆円														
	資本 133.0 兆円														
OL オフバランス 解約不能 OL 未経過リース料 7.1 兆円 (注記: 割引前)															
資産 354.4 兆円	負債 221.7 兆円														
使用权資産 13.1 兆円	リース負債 13.4 兆円														
	資本 132.7 兆円														

注) EDINET (Electronic Disclosure for Investors NETwork : 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム) を用いて、IFRS 任意適用会社の有価証券報告書を閲覧し、調査に必要なデータを抽出して作成しました。2019年10月10日現在のIFRS任意適用会社(181社)のうち、2020年3月期(一部企業は2019年12月期)第一四半期の有価証券報告書を開示している会社、かつ、同第一四半期期首の使用権資産・リース負債の計上額を開示する173社のうち使用権資産の残高上位50社の状況を表します。

## ②わが国の動向

### 1) 2009年～2011年（IFRS 強制適用の動き）

わが国の会計基準は、2000年代以降、民間団体が設立した ASBJ<sup>16</sup>が中心的な役割を担い、わが国の会計基準を国際的な会計基準である IFRS と調和をさせていく方向で会計基準の開発が進められています。

ASBJ は、2009年5月、IASB における審議状況を踏まえて、わが国のリース会計基準と IFRS とのコンバージェンス作業<sup>17</sup>を進めることとし、新規検討テーマとして「リース」を取り上げることが決定しました。

当時、企業会計審議会<sup>18</sup>「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（2009年6月）において、IFRS の任意適用（2010年3月期）が提言されるとともに、わが国企業への IFRS の強制適用を「2012年判断」とする提言が行われ、コンバージェンス作業が加速化していました。

その後、ASBJ は、2010年12月、「IASB・FASB の公開草案について、関係者の理解を促進し、わが国で受け入れ可能なものであるか等を早期に検討するために、IASB・FASB の最終基準化前の段階で広く関係者からの意見を聴取する。」との趣旨で、「リース会計に関する論点の整理」を公表してコメントを募集しました。

### 2) 2011年～2015年（IFRS 任意適用の積上げ）

2011年6月、当時の金融担当大臣が「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5年から7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする。」旨の談話を発表し、IFRS の強制適用の流れが大きく変わりました。

これを受けて、企業会計審議会が審議が行われ、2012年7月、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」において、「連単分離を前提に、IFRS の任意適用の積上げを図りつつ、IFRS の適用のあり方について、その目的や我が国の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最もふさわしい対応を検討すべき。」と整理され、2013年6月、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」において、「IFRS の任意適用の積上げを図ることが重要」であり、IFRS の強制適用については、「未だその判断をすべき状況にないものと考えられる。」ことが示されました。

このような IFRS 適用を巡る流れの中で、ASBJ におけるリース会計の検討は、2013年に公表された「IASB と FASB による再公開草案」に対するコメント対応が中心となり、2015年3月以降、リース会計専門委員会<sup>19</sup>の審議が休止されました。

<sup>16</sup> Accounting Standards Board Japan（企業会計基準委員会）の略称です。

<sup>17</sup> 自国の会計基準を保持しながら、自国の会計基準と IFRS との差異を縮小することによって IFRS と同様な会計基準を採用することを意味します（日本公認会計士協会ホームページ）。

<sup>18</sup> 金融庁長官の諮問機関として、企業会計の基準及び監査基準の設定、原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善について調査審議する組織です。

<sup>19</sup> 2002年7月に ASBJ に設置されました。専門事項を調査・審議する委員会です。

### 3) 2016年～（わが国リース会計基準の検討）

ASBJは、2016年8月、「中期運営方針」を公表し、「IFRS 16 について、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討をリース会計専門委員会において行うこととし、その後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。」ことを決定しました。2017年12月、「リースに関する会計基準の開発に向けた検討に着手するか否かの検討をリース会計専門委員会で検討する。」ことを承認し、2018年6月からリース会計専門委員会が再開されました。

その後、ASBJは、2019年3月、「すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手する。」ことを決定し、現在、公開草案の公表に向けた審議が進められています。

#### ③当協会の対応

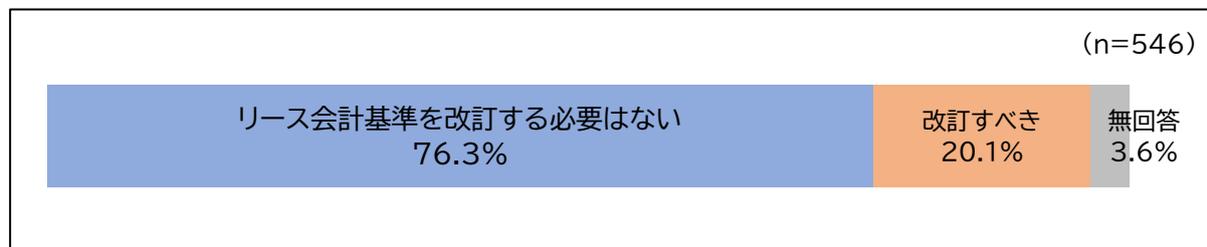
当協会は、会計基準がグローバル化している中、歴代の会長が中心となって、IASB や FASB 等の海外の関係機関との意見交換や提言活動を行ってきました。

また、ASBJ のリース会計専門委員会に委員・オブザーバーを派遣し、同専門委員会において当協会が客観的に取りまとめた意見やわが国の財務諸表作成者の意見を広く確認するため、上場企業等を対象としたアンケート調査の結果等を発信しています<sup>20</sup>。

当協会が2019年4月に公表した「わが国リース会計基準に関するアンケート調査結果」では、国際的な会計基準との整合性を図るためにわが国のリース会計基準を改訂することについて、「リース会計基準を改訂する必要はない」と回答した企業は76.3%、「リース会計基準を改訂すべき」と回答した企業は20.1%となり、7割を超える企業が「リース会計基準を改訂する必要はない」と考えている結果を示しました（図表12参照）。また、2020年に実施した「リース需要動向調査」において、すべてのリースをオンバランスすることの課題が多く示されました（図表13参照）。

当協会として、引き続き、わが国会計基準適用企業（図表14参照）及び中小企業を含む幅広い企業に影響が及ぶことのないよう、ASBJをはじめとする関係方面に対して、意見を発信してまいります。

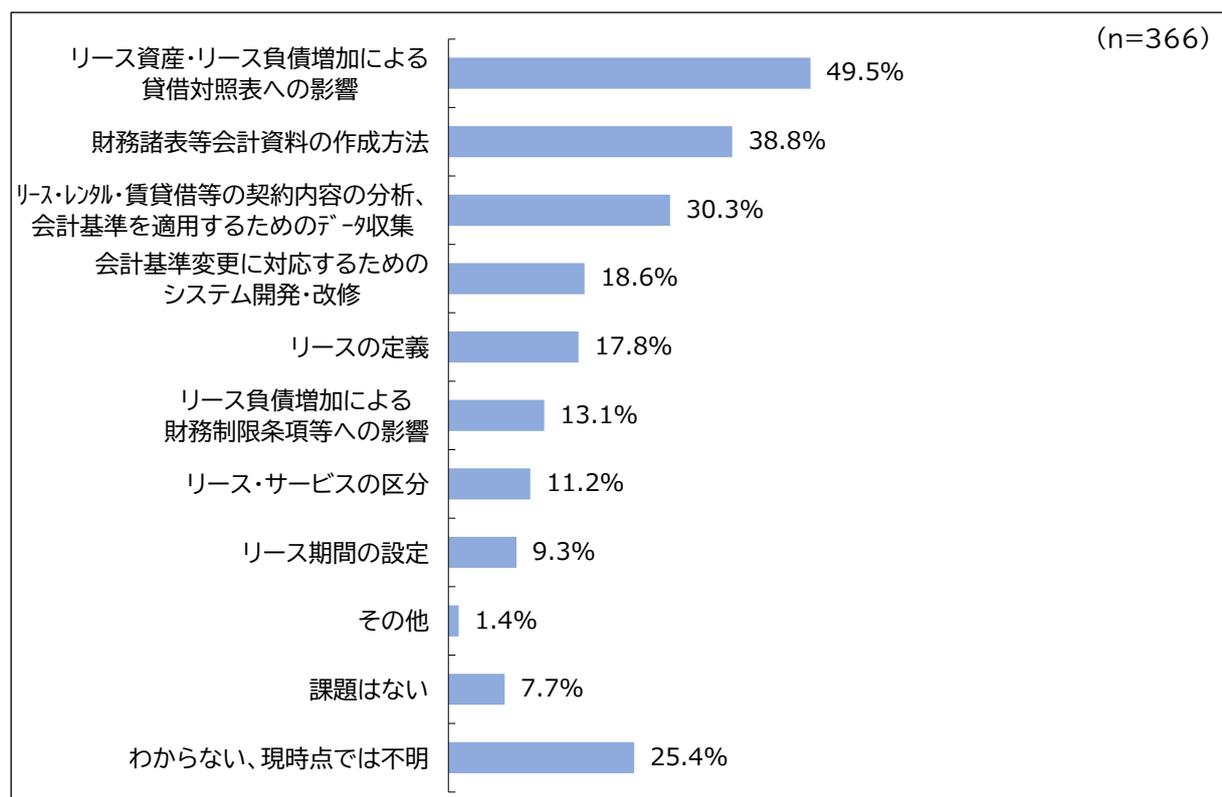
図表12 わが国リース会計基準改訂の是非



注) 国内上場企業471社及び未上場の有価証券報告書提出企業77社の回答です。

<sup>20</sup> 2009年以降の提言及び関連する調査結果は、当協会ホームページに掲載しています。  
<https://www.leasing.or.jp/studies/kaikei-teigen.html>

図表 13 すべてのリースがオンバランスとなった場合の課題



注) 国内上場企業 309 社及び未上場の有価証券報告書提出企業 57 社の回答です。

図表 14 上場企業におけるリース会計基準の適用関係

会計基準	連結財務諸表	個別財務諸表
IFRS 任意適用企業 (233 社)	IFRS16	ASBJ リース会計基準
修正国際基準 <sup>21</sup> 適用企業 (0 社)	IFRS16	ASBJ リース会計基準
米国会計基準適用企業 (11 社)	Topics842	ASBJ リース会計基準
日本基準 (3,528 社)	ASBJ リース会計基準	ASBJ リース会計基準

注) 企業数は 2021 年 8 月現在

<sup>21</sup> 修正国際基準は IFRS と ASBJ による修正会計基準によって構成される会計基準です。ASBJ において、IFRS の個別の基準について、わが国で受入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除または修正」し、金融庁において指定する仕組みです。IFRS16 は、2018 年 12 月 27 日、「削除または修正」することなく、修正国際基準として構成されています。

## (2) 東日本大震災等の自然災害対応

2011年3月11日に発生した東日本大震災により亡くなられた方は19,747人、震災から10年が経過した現在においても2,556人が行方不明となっており<sup>22</sup>、避難生活をしている方も4万人を超えています<sup>23</sup>。東日本大震災の特徴は、津波により広範囲の沿岸部で甚大な被害が発生したことに加えて、福島第一原子力発電所の事故による複合災害となったことにあります。

これまでに経験のない災害の中で、当協会は、会員会社に対して、リース料の支払猶予要請<sup>24</sup>を周知するとともに、必要な情報を提供したほか政策提言等の活動を行いました。また、被災した会員会社等の状況を確認するとともに、要望等を伺いました（図表15参照）。

その後、東日本大震災で被災したリース会社の当時の状況を記録に残し後世に伝承するため、被災地に所在するリース会社の対応等の論考「被災地リース会社の提言」を月刊リース2012年9月号に掲載しました。

東日本大震災以後、熊本地震（2016年）、西日本豪雨（2018年）等の自然災害が発生しましたが、会員会社は、被災した中小企業等からリース料の支払猶予要請等の相談があった場合、支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応を自主的に行ってきました。

当協会は、会員会社の取組をガイドライン化することとし、2019年5月、「自然災害発生時におけるリース会社のユーザー対応等に関するガイドライン」を制定して、当協会ホームページ等で公表しました。

図表15 東日本大震災に係る当協会の対応等（2011年）

月	内容
3月	・リース料の支払猶予要請（経済産業省）の会員への周知 ・東日本大震災に係る税制改正要望（投資減税、固定資産税の特例等の創設） ・被災地域に本社を有する会員会社の状況確認及び意見聴取（3月以降随時）
4月	・政策提言（信用保証制度の創設等） ・リース終了処理の柔軟な対応（震災でリース物件が紛失した場合、紛失届へのユーザー押印省略）、放射性物質が付着したリース物件の取扱いの検討 ・義援金2,000万円の拠出 * 義援金の一部は、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の公的教育機関にリース終了パソコンを寄贈する活動に使用（2011年度内に524台寄贈）、残余1,200万円余を日本赤十字社に寄付
5月	・国の原子力損害賠償紛争審査会専門委員会への委員派遣、リース会社等の調査実施
12月	・経済産業省「被災中小企業復興支援リース補助事業」の創設（リース物件が滅失したユーザーが設備を新規導入する場合にリース料の10%を補助）

<sup>22</sup> 消防庁「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第161報）」（2021年3月9日）

<sup>23</sup> 復興庁「東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し」（2021年1月）

<sup>24</sup> 経済産業省「東北地方太平洋沖地震に伴う地元中小企業に対するリースの支払猶予について」（2011年3月14日）

### (3) 法律

#### ①民法（債権関係）改正

2009年10月、民法が施行されてから110年余が経過する中で、法務大臣は法制審議会<sup>25</sup>に対して、「民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要がある。」とする諮問を行いました。法制審議会は、この諮問を受けて、民法（債権関係）部会（以下「部会」といいます。）を設置し、2009年11月から審議を開始しました。

部会の検討は、民法（債権法）改正検討委員会<sup>26</sup>が作成した「債権法改正の基本方針」等の提案をベースに行われましたが、基本方針において、ファイナンス・リース契約を民法の典型契約<sup>27</sup>とすること（以下「典型契約化」といいます。）が提案されていました。

当協会は、典型契約化の必要性がなく、多方面に負の影響が及ぶことが強く懸念されることから、典型契約化に反対する見解を示しました（2010年7月、2011年2月）。

部会は、2011年5月、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」を公表、ファイナンス・リース契約を新種の契約とすることを提案し、パブリック・コメントが実施されました。これに対して、当協会に加えて経済団体や弁護士会などからも典型契約化に反対する意見が提出されました。

2012年5月には、ファイナンス・リース契約を新種の契約とする提案ではなく、民法の「賃貸借」に「ファイナンス・リース契約」の規定を設ける法務省提案が示され、2013年3月、この提案が盛り込まれた部会の「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が公表されました。当協会は、引き続き、典型契約化に反対する見解を示しました（2013年5月）。

その後、部会は、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（2014年8月）、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」（2015年2月）を作成しましたが、法務省提案について、多くの関係者から疑問を呈する提言がされたこともあり、要綱仮案や要綱案に盛り込まれることはなく、2020年4月1日から施行された改正民法において、典型契約化が見送られました。

2021年4月から、法制審議会・担保法制部会において、担保法制の見直しに関する検討が開始され、ファイナンス・リース契約の法制化（担保物権法等への規定）が論点の一つとして掲げられています。当協会は、ファイナンス・リース契約の法制化は不要であると考えており、関係方面に理解をいただく活動をしてまいります。

---

<sup>25</sup> 法務大臣の諮問機関です。民事・刑事法等の法務に関する基本的な事項を調査審議します。

<sup>26</sup> 2006年10月に発足した学識経験者による「自発的な研究グループ」であり、商事法務研究会に事務局が設置されましたが（同研究会ホームページ）、法務省担当官も参加しており、部会の検討のベースとなる試案の検討が行われました。

<sup>27</sup> 売買、賃貸借などの13種類の契約が定められ、その効果や契約当事者の義務や権利を定めていますが、典型契約に係る民法の規定の多くは任意規定であり、契約当事者間の合意によって、自由に変更できます。民法の典型契約に該当しない契約を非典型契約といいますが、契約自由の原則があるため、非典型契約であっても、公序良俗に反しない契約は有効です。

## ②リース契約書（参考）及びプログラム・リース契約書（参考）の改訂

わが国にリースが導入された初期において、リース契約に定める個々の規定の有効性が裁判で争われましたが、今日では、関係者においてリース契約への理解が進み、判例の蓄積等もあり、リースの慣習法が確立されています。この過程において、当協会が作成しているリース契約書（参考）及びプログラム・リース契約書（参考）が大きく貢献しています。

これらについて、2020年4月1日から施行される改正民法に対応<sup>28</sup>するとともに、最終改訂をしてから20年余りが経過した中で全般的な見直しを行い、2018年3月にリース契約書（参考）を2019年4月にプログラム・リース契約書（参考）を改訂しました。

## ③AML/CFT 対応

AML/CFT は、マネー・ローンダリング対策（Anti Money Laundering）及びテロ資金供与対策（Countering the Financing of Terrorism）を意味します。これらは、国際的な枠組みで行われており、FATF<sup>29</sup>が策定する基準に従って実施されています。

わが国では、2007年、AML/CFTに関する国内法である「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が制定され、ファイナンス・リース事業者を含む特定事業者は、顧客の本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出の義務等が課されることとなりました。

その後、法改正が行われ（2011年改正：2013年施行、2014年改正：2016年施行）<sup>30</sup>、現在に至っています。

FATF に加入する国等は、FATF 勧告の履行状況を相互に審査していますが、2019年、わが国に対して、第4次対日相互審査<sup>31</sup>が実施されることとなりました。

当協会は、第4次対日相互審査に対応し、会員会社におけるAML/CFT 対応を強化するため、2019年9月、「ファイナンス・リース事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定しました（2021年7月一部改正）。

このガイドラインでは、当協会が会員会社におけるガイドラインの履行状況を調査し、その結果を経済産業省消費経済企画室（リース会社の所管担当課室）に報告する枠組みを採用しています。

第4次対日相互審査の結果は、2021年8月に公表されましたが、第3次対日相互審査（2008年）で指摘されていた「ファイナンス・リース事業者は、許可・登録が求められていない。」ことを除けば、ファイナンス・リースに関する特段の指摘事項はありませんでした。

政府は、FATF の第4次対日相互審査結果を受けて、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融

---

<sup>28</sup> 「瑕疵」という用語が削除され、「契約不適合」に統一されました。また、個人保証人の保護の強化として、①根保証（将来発生する不特定の債務の保証）は極度額の定めがないと無効。②保証契約締結時の債務者から保証人への情報提供義務等が規定されました。

<sup>29</sup> Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略称です。わが国を含む35か国と2国際機関が参加しています。

<sup>30</sup> 2011年改正では、①取引を行う目的、②職業（自然人）または事業の内容（法人・人格のない社団・財団）、③法人の実質的支配者、④資産及び収入の状況（ハイリスク取引の一部）の確認が追加されました。

2014年改正では、法人の実質的支配者を自然人まで遡る等の確認項目が追加されました。

<sup>31</sup> 第1次：1993年、第2次：1997年、第3次：2008年に行われています。

対策に関する行動計画」(2021年8月)を策定しましたが、今後、関係省庁及び特定事業者は計画に則した対応が求められることとなります。当協会は、経済産業省と連携しながら具体的な対応を検討してまいります。

#### ④中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン

政府の「未来投資戦略 2018」(2018年6月)において、「中小企業向けリース契約における経営者保証の実態について、本年度中(補注:2018年度)に調査を実施する。当該調査結果を踏まえ、同契約時の経営者保証に係るガイドラインの策定や業界の取組状況の「見える化」等を検討する。」ことが盛り込まれました。

当協会は、これを受けて、中小企業向けのリース契約の経営者保証の実態等を調査しましたが、リース契約の無保証率が7割弱<sup>32</sup>であり、リース会社の取引実態を踏まえると「経営者保証に関するガイドライン」(経営者保証に関するガイドライン研究会:事務局 日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会)とは別に、当協会独自のガイドラインを策定することが適切であるとの経済産業省の助言の下、公正な第三者である学識経験者をはじめ中小企業関係団体及び関係省庁が参加する「中小企業向けのリース契約の保証等に関する検討会」を設置し、2019年5月、「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインでは、「リース取引は、中小企業・小規模事業者にとって重要な設備投資方法として位置づけられているなか、当協会の会員会社は、このガイドラインによる取組を通じて、中小企業・小規模事業者向けのリース契約に係る不必要な経営者保証の更なる削減を目指し、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資に更に貢献することが期待される。」とし、当協会が会員会社のガイドラインの活用状況(無保証率)を年1回調査して、その結果を関係省庁及び関係者に説明するとともに、当協会ホームページで公表しています。

### (4) 制度

#### ①低炭素設備リース信用保険制度

1973年に創設された機械類信用保険制度は、ユーザーがリース料を不払いした場合に、リース会社に対し、不払い額の50%が保険金により補填される制度です。リース会社は信用保険を活用することにより、中小企業の設定近代化に貢献してきましたが、政府の特殊法人の見直しの検討が進む中、2003年に廃止されました(詳細は本誌2021年9月号参照)。

2009年、政府の新成長戦略において、「わが国経済の成長の柱となる低炭素型産業の育成と、産業全般の低炭素化の促進を図ることが喫緊の課題である。」ことが示され、これを受けて、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(以下「低炭素投資促進法」といいます。)が制定されました。

低炭素投資促進法では、低炭素設備をリースで導入促進をするための施策として、低炭素

---

<sup>32</sup> 民間金融機関の新規融資における無保証率は、2018年度19.1%、2019年度21.5%、2020年度27.2%(金融庁調査)であり、リース契約の無保証率は高いと考えられます。

設備リース信用保険制度が盛り込まれ、2011年4月から制度が開始されました。この制度では、リース会社が一定の低炭素設備を中小企業者等にリースし、当該中小企業者等がリース料を不払いした場合に、リース会社に対し、不払い額の50%が保険金<sup>33</sup>により補填されます。

## ②オペレーティング・リースの残価補償制度

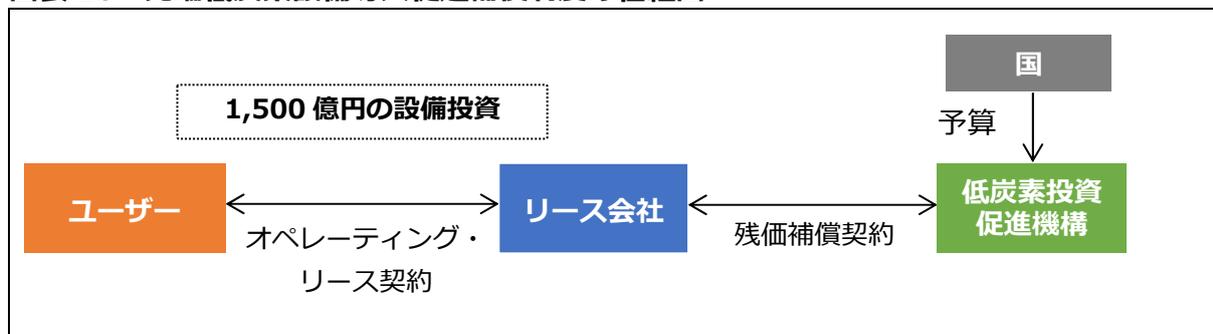
政府の日本再興戦略（2013年6月）では、設備投資をリーマンショック前の民間投資の水準に戻すという目標に向けて、あらゆる施策を総動員して取り組む方針が示されましたが、この一環として、「先端設備等導入促進補償制度推進事業」が実施されることとなりました。

この事業は、中古市場が整備されていない先端設備を対象としたオペレーティング・リースにおいて、リース会社が設定した残存価額の売却損が生じた場合に、その損失の一部が補填されます。2014年3月から事業が開始され、2016年3月に終了しましたが、予算全額<sup>34</sup>を活用して2,000億円の設備投資が実現しました。

2021年4月から、新たに「先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業」が始まりました。

この事業は、2050年のカーボン・ニュートラル社会を実現するためには、企業による脱炭素社会の実現のための積極的な設備更新や新規の設備投資を継続して行うことが必要不可欠であるとの認識のもと、設備投資誘発効果が大きいオペレーティング・リース取引を行う際に、リース会社が単独で負うことが困難な残存価額のリスクを国が補完し、先端低炭素設備への投資を促進することを目的としています。制度設計は、先端設備等導入促進補償制度推進事業をベースにしており（図表16参照）、1,500億円の低炭素設備の投資を想定しています。今後、リース会社の活用が期待されます。

図表 16 先端低炭素設備導入促進補償制度の仕組み



<sup>33</sup> 制度の実施団体である低炭素投資促進機構に保険金の支払いに備えた基金 80 億円（国庫補助金）が積み立てられています。

<sup>34</sup> 予算は約 50 億円です。この予算は残存価額に売却損が発生した場合に国が補填する金額に基づき算定されています。したがって、仮に、売却損が発生しなかった場合は予算を使用することはありません。設備投資ベースに換算すると 2,000 億円となります。

### ③固定資産税特例措置

2016年度税制改正において、中小企業者等に対する固定資産税の特例措置（中小企業等経営強化法に基づく特例措置：3年度分の固定資産税が1/2とする内容です。）が講じられましたが、中小企業者等が取得した場合だけではなく、ファイナンス・リースで設備を導入した場合についても、設備の所有者であるリース会社が特例措置の適用を受け、リース料から固定資産税の軽減分を差し引くことにより、中小事業者等に対して固定資産税の軽減分を還元する措置が講じられました<sup>35</sup>。

この措置が講じられた背景として、リース会社が中小企業の設備投資に貢献していたことを政策関係者に高く評価いただいたことにあります。

その後、生産性向上特別措置法に基づく特例措置<sup>36</sup>（3年度分の固定資産税がゼロ）においても、上記と同じ制度設計がされ、2020年度において、特例措置を活用して637億円の新規設備投資が実現しました。

## さいごに

本誌5月号以降、当協会の設立から今日に至るまでの歴史を振り返りましたが、会員会社の先達の皆様方が、リースの重要課題に真摯に向き合い、リース産業のみならず、ユーザー及び関連産業への影響、延いてはわが国経済の発展のために心を砕いてきたこと、そして、リースの根幹に係る重要な課題に対し、会員会社の叢智を結集して対応してきたことをご理解いただき、本稿が会員会社の役職員並びに関係者の皆様方の一助となれば幸いです。

以上

### コラム：当協会組織の紹介⑨ 広報調査委員会

広報調査委員会は、2002年、広報委員会と調査統計委員会の統合をもって発足した組織です。両委員会ともに、協会設立時（1971年）に設置されており、リースに関する広報、統計調査、各種調査研究を担当しています。

委員は、各社の経営企画部門や広報部門の担当で、その専門性を生かして、委員会の審議に関与いただいています。現在、本委員会では、関係者ならびに会員会社の皆様方のご協力を頂戴しつつ、協会設立50周年記念の広報活動を行っています。

本委員会といたしましては、50周年を契機に、今後、その活動をさらに充実させてまいりたいと考えています。

委員長 宮田 剛志（三菱HCキャピタル コーポレートコミュニケーション部長）

<sup>35</sup> リース会社が固定資産税の軽減分をユーザーに還元することを明確化するため、リース会社はユーザーに対して「固定資産税軽減計算書」を交付しますが、これを担保するために、当協会が計算書の内容を確認しています。

<sup>36</sup> 2021年6月に産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律が施行されたことにより、生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備等導入制度が中小企業等経営強化法に移管されました。